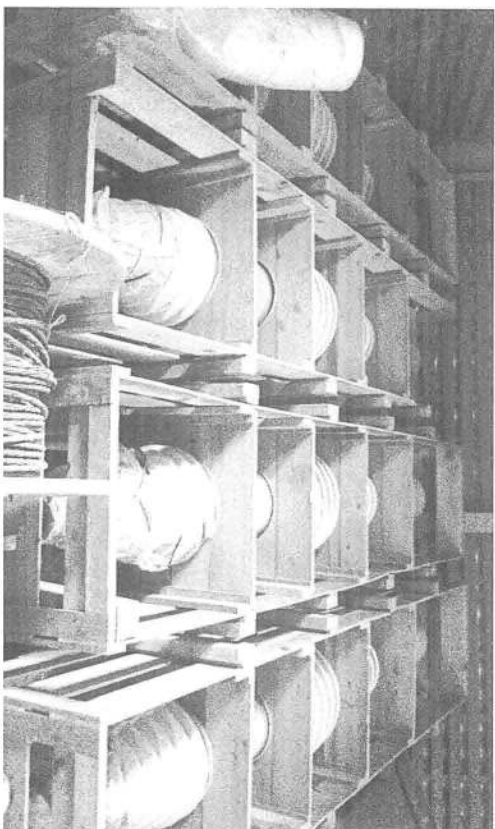


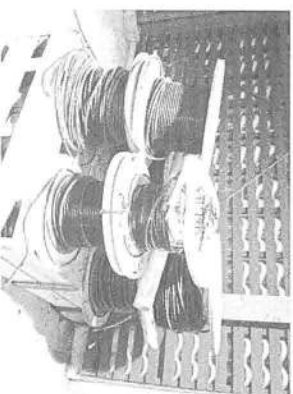
の規程に違反している。特に物品の⑤などはその価額が5,000,000円を超えるような高価物品であり、このような物品が特段の管理がなされていない状況は、資産管理の面で不適切であると言える。また、期末に保有する物品等を貯蔵品として漏れなく計上することは資産管理の面のみならず、適正な期間損益計算を行うためにも非常に重要であると考えられる。今後は、規程に定めずとも継続的に受払いの管理、現物検査の実施を行い、帳簿上においても貯蔵品として漏れなく計上を行うべきである。



麦圧用ワッソング4本



タービン油・グリーン等



電線等

(2) 固定資産の耐用年数の決定において、誤った事例が見られた。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所が平成22年度に購入した機械装置に適用した耐用年数について、単純な人為的ミス起因とする誤りが多数存在した。耐用年数の決定は毎年の減価償却計算に影響を与えるため、慎重に検討や確認を行うことが重要である。

早川水系発電管理事務所は、固定資産の耐用年数の決定は、公営企業法施行規則別表第二号の有形固定資産の耐用年数表に基づいて行っている。この耐用年数表において、電気事業用の機械及び装置の耐用年数は次のように定められている。

需要者用計器	15年
柱上変圧器	18年
その他の設備	22年

上記の表を前提とすると、早川水系発電管理事務所が平成22年度に購入した機械装置の内、適用した耐用年数が誤っていると考えられる資産が多数存在した。

資産名称	耐用年数	取得原価
ニードルゾレクタ H22	17	44,681,253円
入口弁 H22	17	141,787,615円
側路弁 H22	17	13,217,396円
調速機制御装置 H22	17	33,749,657円
水槽水位計 H22	17	3,369,023円
励磁用変圧器 H22	17	1,685,011円
励磁制御装置 H22	17	33,749,658円
並列用遮断器 H22	17	5,721,246円
自動同期装置 H22	17	2,807,685円
自記記録計 H22	17	1,098,703円
主給水ストレーナ H22	17	5,301,242円
パランスピストン用ストレーナ H22	17	5,301,242円

これらの機械装置に適用された17年という耐用年数は前述の耐用年数表には該当するものではなく、担当者への質問に対する回答においても、その根拠は不明であるとのことであった。上記資産に適用された17年という耐用年数は単純な人為的なミスである可能性が非常に高いと推察される。

耐用年数の決定は毎年の減価償却計算に影響を与えることとなるため、その決定に当たっては慎重に検討や確認を行うことが重要であると思料される。

(3) 事業所間の資産貸付の書面の管理が不適切であり、当該書面も山梨県財務規則の書式に準じて作成することが望ましい。(指摘事項、意見)

早川水系発電管理事務所より笛吹水系発電管理事務所へ資産の貸付が行われていたが、資産貸付に係る書面管理が不適切であった。また、この書面は「借用書」として作成されているが、山梨県財務規則に「物品貸付調書」及び「貸付物品返却調書」の書式が規定されているので、企業局も当該規定に準じて規定化し、作成することが望ましい。なお、貸付が長期に及び場合には、事業所ごとの適切な原価を把握するために、資産異動の手続きを行い、実態に即した減価償却費を計上することも必要である。

早川水系発電管理事務所において固定資産の棚卸を実施したところ、下記の資産については、笛吹川水系発電管理事務所（以下「笛吹川事務所」という。）に貸付中のため確認が取れなかった。

(単位：円)

資産名	取得日	耐用年数	取得価額	H22年度末簿価
オシロスコープ	H17.2.21	5年	360,000	18,000
電磁流氷計	H18.3.24	5年	598,400	50,864

監査した当日には貸付に関する書面はなかった。後日、貸付物品のオシロスコープの箱の中に借入日平成21年11月5日付けの「借用書」が見つかったことであるので、書類の管理面において不適切である。

また、物品の貸付について次のように規定されている。
山梨県企業局固定資産事務規程

(物品の貸付)

第11条 物品は、貸付の目的とするものを除くほか貸付してはならないものとする。ただし、事務又は事業に支障を及ぼさないものについては、この限りではないものとする。

当該規程では第1項で終わっているが、山梨県財務規則第161条では、上記規定と同文の第1項に続き第2項にて以下のこと記載されている。

山梨県財務規則

(物品の貸付)

第161条 第2項 前項の規定により、物品の貸付をするときは物品貸付調書に、貸し付けた物品の返却を受けるときは貸付物品返却調書により行わなければならない。

前述した「借用書」は笛吹川事務所の独自のものであったが、任意の書式ではなく、

上記の規定に準じて「物品貸付調書」及び「貸付物品返却調書」の書式で作成することが望ましい。また、今後は山梨県財務規則と同様に明確に規定化することも必要と思われる。

なお、上記資産に関しては、一時の貸付の予定が結果として3年近く経過している。貸与する期間が長期に及ぶのであるならば、事業所ごとの適切な原価を把握するために、下記に規定された異動の手続きを行うことも必要である。業務での使用が笛吹川事務所であるならば、資産の減価償却費は実態に即して笛吹川事務所にて計上することが適正である。

山梨県企業局固定資産事務規程（以下「規程」という。）に資産の異動に関して次のとおり記載されている。

(異動等)

第5条 局長及び所長は、固定資産の用途変更、所属換、移管及び補修等によって固定資産原簿記載事項に異動を生じたときは、別に定める手続によって、その措置を行うものとする。

記載にある「別に定める手続」とは次の通りである。

山梨県公有財産事務取扱規則

(所管換え又は所属替え)

第23条 行政財産の所管換え又は所属換えを受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、あらかじめ事の決裁を受けなければならない。

- 一 当該財産の公有財産台帳記載事項
- 二 所管換え又は所属替えを受けようとする理由
- 三 用途及び利用方法
- 四 評価調書
- 五 経費の支出科目及び予算額
- 六 土地にあっては実測図及び位置図、建物にあっては平面図、配置図及び位置図
- 七 その他参考事項

(4) 固定資産の一部を除却する際に使用される除却率については、客観的な根拠に基づいてその数値を決定すべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却する場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っているが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その設定する数値については、客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

早川水系発電管理事務所では、所有する固定資産の一部を除却する場合には、全体の資産に対する除却率を用いてその除却額の計算を行っている。例えば平成18年4月1日に取得した水位調整器(取得価額879,686円)について平成23年3月31日に除却率を70%と設定して、その資産の一部を除却を行っていた。この除却率は担当等の判断で決定されるが、その数値の決定に当たって客観的な根拠は存在しない。このように資産の一部を除却するような場合には、その時点における除却対象部分の未償却残高を算出して除却に係る計算を行うことが最も適切であると判断されるが、仮に資産の除却部分が個別資産の単位において把握が困難であり、除却率を使用せざるを得ない場合においても、少なくともその設定する数値については、何らかの客観的な根拠に基づいて設定されるべきである。

固定資産の除却は、行政財産を廃棄するという行為であり、その決定には常に客観性が求められることを考慮して、その処理を行うべきであると考えられる。

(5) 平成22年度に行われたテレビ共聴設備修繕工事は修繕費として処理が行われていたが、資本的支出としての計上を検討すべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では平成22年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行い、修繕費として処理を行っていた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと史料される。

早川水系発電管理事務所では平成22年度に「奈良田第一発電所管理事務所・合宿所テレビ共聴設備修繕工事」を行った、なお本工事に係る費用は1,909,950円であった。この工事はその全額が収益的支出、つまり修繕費として処理が行われていた。当該テレビ共聴設備は電気事業資産単位物品表による位置づけは、下記の通りである。

- 目：機械装置
- 節：通信電灯電力装置
- 資産単位：配電線路(通信線路)
- 記録単位：通信ケーブル

本工事の内容は既存の地上アナログ放送対応設備の撤去を行い、地上デジタル雑音対策輸送放送に対応する設備を新規に取得するといったものであるが、当該設備は通信電灯電力装置(既設の電気事業固定資産)に附加された資産単位物品(通信線路)には該当せず、記録単位に位置づけられる通信ケーブルに該当することとなる。原則として、先に記載の電気事業会計規則取扱要領(以下、取扱要領という。)第十八及び山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」(以下、区分要領という。)の別表「資本的支出基準表」第3条第2項に基づき、収益的支出(修繕費)として整理されることとなる。

したがって、上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づく多くの支出が収益的支出として取り扱われ、GAAP(一般に公正妥当と認められた会計原則)の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、取扱要領第十九ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

III. 給与・人事関係

(1) 非常勤嘱託職員の給与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。(なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。)早川水系発電管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、給与の支給時において、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

給与に対する源泉徴収税額の算出方法は、以下のような計算が行われる。

給与に対する源泉徴収(通常の場合)

- (1) 前月の給与から社会保険料等を差し引きします。
 - (2) 上記(1)の金額と扶養親族等の数を「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率(給与の金額に乗すべき率)を求めます。
 - (3) (給与から社会保険料等を差し引いた金額)×上記(2)の税率
- この金額が、給与から源泉徴収する税額になります。
(国税庁ホームページより転載)

上記表中の方法(2)に求めた税率が0%で無い限りは、給与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、早川水系発電管理事務所では非常勤職員に対して支給した平成22年度上期給与に対して源泉徴収を行っていなかった。年末調整において税額の清算が行われているため、結果として年税額に限りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正確に行うべきである。

IV. 内部統制関係

(1) 見学施設や啓発活動について効果的なアンケートを実施し、改善点をフィードバックすべきである。(意見)

早川水系発電管理事務所では、奈良田第一発電所において来訪者に対して発電施設の見学を行っており、また、年1回の「早川山菜まつり」に出展し啓発活動を行っている。見学者に対してアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。また、啓発活動について、参加者の分析、アンケートの集計分析等も行っていない。所内の回覧等も行っていない。本庁への報告はあるが、所内での会議はない。何れも反省点や改善点を議論しそれを議事録等に残し、施設や啓発活動の改善に役立てるようにすべきである。

早川水系発電管理事務所では特に展示室を設けて見学者の受け入れを行っているわけではないが、奈良田第一発電所において団体又は個人の来訪者に対してパネル、パンフレット等による説明や発電施設の見学を平日に随時行っている。その際個人の見学者には「見学者芳名簿」に見学月日、受付時間、氏名、住所(都道府県・市町村名)、見学を知ったきっかけを記載してもらっている。団体に対しては特に記載を求めている。最近の個人の来訪状況は次の通りである。

年度	件数	人数	内、県内件数
平成20年度	34	81	7
平成21年度	47	145	10
平成22年度	14	31	5
平成23年度	33	106	8

個人・団体ともにアンケートは実施しておらず、所内会議での検討も行われていない。アンケートを実施したうえで参加者の分析を行い、反省点や改善点を議論すべきである。また、町が主催し、年1回春に行われる「早川山菜まつり」に平成18年度から出展し、パネル展示やクイズエネルギー工作教室を実施し、啓発活動を行っている。工作教室の参加者は受付名簿に氏名、住所、年齢(学年)を記載してもらい、アンケートは任意に記載してもらっている。事業実施の本庁への報告及び所内での回覧はある。しかし、参加者の分析、アンケートの集計分析等は行っていない。所内での検討会議等は行っていないことであるが、会議録等は作成されていない。参加者の分析を行い、反省点や改善点を議論した内容を会議録等として残すべきである。

当該施設は山梨エコツアーズの見学施設に組み込まれており、クイズエネルギーの啓発や県の電力事業について効果的な情報発信を行っていくためにも、反省点や改善点を議論した内容を書面に残り情報を共有することにより、見学施設や啓発活動の改善に役立てるようにすべきである。

(2) 公用車使用時の自動車使用簿に記載上の不備が散見された。(指摘事項)

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けることとされているが、その状況を確認したところ記載事項の誤りや漏れ及び長期間決済が行われていない状況が散見された。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

早川水系発電管理事務所では、職員が公用車を使用する際には自動車使用簿に所定の項目を記載し、次長等の決裁を受けることとされている。(自動車使用簿に記載すべき項目は、「使用日・用務地経路及び用務内容・当該自動車の総走行距離・走行距離・運転者名・同乗者氏名」である。) 監査日時点において、無作為に自動車使用簿 1 台分を確認したところ、以下のような記載上の不備が発見された。

① 走行距離の記載誤り。(34km と記載すべきところを 24km と記載)

② 運転者名の記載漏れ

③ 決裁印の漏れ

この内、③については平成 24 年 7 月 25 日以降、監査日である平成 24 年 10 月 2 日に至るまで決裁印が押されていなかった。確かに一定の期間をまとめて決裁するという方法を採用することはその事務コスト軽減の意味からも認められると考えられる。しかし担当者からの説明では、「原則として 1 週間単位で自動車使用簿の決裁を行う」と決められているとされており、その説明と現状とを照らし合わせると、公用車の使用について適切な管理がなされているとは言い難い状況であった。行政財産である公用車の使用については適切な管理がなされるべきであると考えられる。

1-4. 笛吹川水系発電管理事務所

1. 契約関係

(1) 用材林伐採補償について、契約日時点の補償単価を適用するように努めるべきであり、新単価を適用する例外的な場合にはその経緯を議事録に残すことが必要である。(意見)

用材林伐採補償について、原則として契約日時点の補償単価を適用すべきところ、旧補償単価を適用している事例が見られた。公営企業管理者の通知には価格等の協議が進んでいる場合は旧単価を適用すべきとの記載があるが、補償先への価格提示がされていない場合原則的には新単価を適用すべきである。また、新単価を適用する例外的な取扱いを行う場合には交渉の経緯を議事録に明記し、価格協議が進捗しているため旧単価を適用している等の理由を支出負担行為同一等に記載し、その判断の根拠を明示することが望まれる。

笛吹川水系発電管理事務所では、送電設備、電線等の設置や移設の工事に当たって、障害となる立木竹の伐採に当たって地権者等に対して用材林伐採補償を行っている。補償の単価は林務事務所で適用している伐採補償額によっている。平成 22 年度は、山梨県公営企業管理者から電気事業の事務所長に対して「平成 22 年度企業局立木伐採補償単価について(通知)」が出され、平成 22 年 9 月 1 日以降は新単価表を損失補償契約に適用すべきであることが通知されている。但し、既に立木竹等の所有者または立木竹に権利を有する者と価格等の協議が進んでいるものについては、本適用前の単価を適用する旨が記載されている。

当該用材林伐採補償に関する契約書を調査したところ、平成 22 年 12 月 9 日の契約で旧補償単価を適用している事例が見られた。伐採についての交渉を行っていた平成 22 年 9 月 1 日時点では協議が進んでいたとのことである。しかし、当該協議に当たった議事録(復命書)を閲覧すると、平成 22 年 9 月 9 日時点の協議において伐採補償算定金額はおおよそ提示されているが、単価の詳細については説明していないとの記述がある。議事録を閲覧するかぎりにおいては、単価の提示は 9 月 9 日であり、また実際の単価の提示は 9 月 9 日以降であるため、新単価での交渉は可能であったものと思われる。当該契約事務においては、原則的に契約日時点の補償単価を適用すべきであり、例外的に価格等の協議が進んでいる場合に旧補償単価を適用すべきものと思われる。例外的な取扱いを行う場合には、疑念を抱かれないようにその詳細を議事録等に残すことが必要と思われる。また、平成 22 年 9 月 1 日以降の損失補償契約にも係わらず、旧補償単価を適用する場合には、価格等の協議が進んでいる状況を支出負担行為同一等に記載し、旧補償単価適用の理由を明示することが望ましい。

(2) 連絡線電柱敷の土地賃貸借契約に関する契約書や確認事項の文書について、作成方法や記載内容等に改善すべき点が見られる。(意見)

連絡線電柱敷及び支線敷の土地の賃借に当たって、賃貸人に対して事前に確認すべき事項が記載された「確認事項」の文書を作成している。当該確認事項をもとに「土地賃貸借契約書」を作成し契約を締結している。確認事項及び契約書の作成方法や記載内容について改善すべき事項が見られた。

笛吹川水系発電管理事務所では、連絡線電柱敷及び支線敷の土地を賃借している。その際に賃貸人に対して①契約者の名前、住所、電話番号、②工作物と設置場所、③振込先が記載された「確認事項」の文書を確認者(管理事務所の職員)が記名・押印して作成している。当該文書は①～③の内容を確認者が賃貸人から聞き取り等を行い、確認するためのものである。その後、確認事項をもとに「土地賃貸借契約書」を作成し契約している。当該確認事項及び契約書について次のような改善すべき事項が見られた。

1. 契約書第1条(土地の表示)には賃借する土地を明示するが、「別紙明細書のとおり」との記述を行い、契約書には別紙明細書を添付している。この別紙明細書には電柱番号、所在(小字表示まで)、地目、本柱・支柱の員数及び単価、借地料が記載されている。契約書本文にはこれらの事項は記載されていない。両者に割印が押されていない場合が見受けられるが、同一の契約に基づくものであることを表示するために基本となる契約書と別紙明細書との間に割印を行うべきである。

2. 確認事項の②工作物と設置場所の記載は、電柱番号、所在地番、現況地目等の具体的な記載がある場合や「別紙」との記載がある場合及び空欄のままの場合とまちまちである。記載のスペースが限られているため、別紙の「土地の表示」を利用して、別紙を添付する場合には、当該工作物と設置場所の記載欄は空欄ではなく、少なくとも「別紙」との記載を行い、確認事項に細断がないようにするため上記と同様に「別紙」との間に割印を行うべきである。

3. 確認事項へは現在管理事務所の職員が記名・押印しているが、契約当事者で今後契約される契約内容の確認のために、賃貸人の承認印を受領することが必要と思われる。

4. 賃貸人である法人が合併している場合には、従前の契約内容を踏襲し、振込先等の確認を行うため確認事項の文書を作成しているが、トラブル回避のため、合併後の法人と新たな契約書を作成すべきである。

上記のように賃貸人に承認印を受けることにより、当事者の合意に基づく記載内容の真実性が確保され、また、文書間に割印を行うことにより契約内容について後日の争いを回避することが可能となる。特に登記地目と現況地目が異なる場合には、適用される地代単価が異なるため、両者間の確認を明確にする必要がある。

(3) 藤木スポーツ広場の土地賃貸借料がバブル経済末期の平成3年から改定されていないが、時価に比して相当な価格に改定することを検討するべきである。(意見)

藤木スポーツ広場の土地賃貸借料はバブル経済末期の平成3年から改定されていないが、地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済的行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討するべきであると考えられる。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所は藤木スポーツ広場の管理運営を行っているが、この施設は発電所建設当時の残土処理場を整理し、地域のスポーツ環境向上のために建設されたものである。現在その設備はグラウンド3面、テニスコート3面を有し、事前の申込をした者に対して無料で施設の利用を認めている。

前述のとおり、スポーツ広場の設備は企業局の建設によるものであり、所有も企業局であるが、その土地については民間からの賃借によるものである。当該土地に係る賃貸借契約書及びその賃借料を確認したところ、その賃借料について平成3年度から現在まで一度も改定は行われていなかったが、一般的に平成3年当時はバブル経済の末期であり、その当時の地価は現在のそれと比較して全国的に相当程度高かったと考えられる。賃貸借契約書の第4条2項には「前項の賃貸借料が、時価に比し著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。」という規定が存在するが、本来であれば毎年度の契約更新時点において賃貸借料が「時価に比し著しく不相当」であるか否かについて検討し、場合によっては賃貸借料の改定を協議するべきであったと考えられる。

地価の下落に伴う賃貸借料の改定協議は、民間においては当然に行われている経済行為である。山梨県企業局においても現在の地価水準における適正な賃借料について定期的な試算を行い、その改定についても検討するべきであると考えられる。

(4) 警備の委託契約及び複写機サービスの契約等の一定の契約については、毎年の契約に係る事務コストを軽減させる等の効果が期待されるため、長期継続契約の締結を検討すべきである。(意見)

笛吹川水系発電管理事務所では、条例において長期継続契約の締結が認められている警備委託等の契約について単年度更新の随意契約で行っている。しかし長期継続契約の締結により、事務コストの軽減や契約金額の引き下げといった効果が期待されるため、今後は一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、管理事務所警備委託や複写機及びパソコン用サーバーの借り入れを単年度更新の随意契約で行っているが、これらの契約は「山梨県長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例及びその通知」によって、長期継続契約とすることが認められている。

長期継続契約は複数年にわたる契約となるため、その業者の選定及び契約金額の決定には特段慎重な判断が求められることは言うまでもないが、毎年の契約に係る事務コストを軽減させるためには十分検討に値すると判断される。また、契約期間を長期に設計することにより年度あたりの契約金額を引き下げることが可能とする効果も期待される。今後は当該契約等の条例で認められた一定の契約については、長期継続契約締結の選択肢も含めて、その契約内容の検討を行うべきであると思料される。

II. 固定資産関係

(1) 収益的支出として計上された修繕費の中に、資本的支出としての計上を検討すべきものがある。(意見)

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。期間損益計算の適正化の観点から資本的支出として計上することも検討すべきと思料される。

笛吹川水系発電管理事務所では、平成22年度に旧無線通信装置の構成資産の一部(以前から費用処理)であるデジタルICレコーダー(取得価額132,000円)の取り替えを行い、修繕費として処理した。既存の設備は古くからの資産であり、当該追加の支出等に伴い現在の機能と異なっている状況にある。

当該デジタルICレコーダーの取替工事は電気事業資産単位物品表による位置づけは、下記の通りである。

- 目：機械装置
- 節：通信電灯電力装置
- 資産単位：無線通信装置
- 記録単位：無線通信機

本工事の内容は既存の無線通信装置の構成資産の一部であるレコーダーを削除し、機能的に向上したデジタルICレコーダーと交換するといったものであるが、当該設備は通信電灯電力装置(既設の電気事業固定資産)に附加された資産単位物品(無線通信装置)には該当せず、記録単位に位置づけられる無線通信機に該当することとなる。原則として、先に記載の電気事業会計規則取扱要領(以下、取扱要領という。)第十八及び山梨県企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」(以下、区分要領という。)の別表「資本的支出基準表」第3条第2項に基づき、収益的支出(修繕費)として整理されることとなる。

したがって、上記の取扱要領や区分要領に従った処理であるが、これらの規定に基づく多くの支出が収益的支出として取り扱われ、GAAP(一般に公正妥当と認められた会計原則)の資本的支出と収益的支出との概念から乖離し、期間損益計算を歪める結果となる。従って、取扱要領第十九ただし書を適用して資本的支出として取り扱うべきことを検討することも必要である。

(2) 固定資産として計上すべき資本的支出等が、修繕費等期間費用として処理されている。(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所において、既存設備等の付属品として支出されたものを収益的支出として処理された事例が見られた。企業局財務規程等に則った適正な処理をすべきである。

山梨県企業局財務規程では、固定資産として計上すべきものを次の通り規定している。

第88条 (固定資産の範囲)

この規定において固定資産とは、(中略) ただし、設備の附属として資産に整理されているもの以外で、耐用年数一年未満又は価格十万円未満のものを除く。

また、企業局における「電気事業固定資産の資本的支出と収益的支出との整理区分要領」の別表「資本的支出基準表」の資本的支出で整理する具体的事例では次の通り記載されている。

備品 既設の備品に付属品を取り付ける場合でその付属品が耐用年数1年以上かつ金額「10万円」以上のものであれば、すべて資本的支出で整理し、既設設備の帳簿原価に加算

笛吹川水系発電管理事務所において、平成22年度の支出の中に新規に購入したスタッドレスタイヤ4本(取得価額110,000円)を修繕費として処理されている。タイヤは車両の付属品であり、新規の購入の場合は4本が一体として機能するものであるから、資本的支出(固定資産の備品)として処理すべきである。

III. 給与・人事関係
(1) 藤木スゴーツ広場清掃作業の工夫に支払われる賃金に対しては所得税の源泉徴収を行うべきである。(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スゴーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として雇用している工夫に対して賃金を支払っているが、当該賃金に対して行われるべき源泉徴収が行われていなかった。今後は源泉税の徴収及び納税を適正に行うべきである。また、過年度の分についても所轄税務署と協議の上、適切な対応をとるべきであると考えられる。

山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、藤木スゴーツ広場周辺及びトイレの清掃を目的として工夫を雇用している。また、工夫との契約期間は1年間、その賃金の支払い方法は毎月清算払いと定められている。この賃金は所得税法上の給与所得に該当すると判断されるが、当該賃金に対する源泉徴収は行われておらず、所得税法上の源泉徴収義務違反状態にある。確かにその支給金額からして、源泉徴収税額表の甲欄適用の場合には、源泉徴収すべき税額は発生しない。しかし、工夫から扶養控除申告書の提出はされておらず、またその契約期間から判断して源泉徴収税額表の丙欄適用者にも該当しないため、乙欄を適用して源泉徴収を行うべきであった。

平成22年度を例にとると、源泉徴収すべきであった金額は以下のとおりである。

支給月	支給額	源泉税額	支給月	支給額	源泉税額
H22.4	7,950円	238円	H22.10	11,925円	357円
H22.5	11,925円	357円	H22.11	7,950円	238円
H22.6	15,900円	477円	H22.12	7,950円	238円
H22.7	15,900円	477円	H23.1	7,950円	238円
H22.8	19,875円	596円	H23.2	7,950円	238円
H22.9	15,900円	477円	H23.3	7,950円	238円

平成22年度中に源泉徴収すべきであった金額の合計=4,169円

前述したように、今回のケースでは扶養控除申告書の提出がなされていければ源泉徴収すべき税額は発生せず、源泉徴収義務の履行と事務処理の簡略化を図ることが可能となる。扶養控除申告書の提出義務者は給与を受ける本人ではあるが、今後は必要に応じて、扶養控除申告書の提出を行うように指導するべきである。

(2) 非常勤嘱託職員の賞与計算において本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかった。(指摘事項)

笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員の給与事務について確認を行ったところ、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

山梨県企業局において、非常勤職員、非常勤嘱託職員及び短期臨時職員の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされている。(なお、常勤職員の給与計算については本庁で一括して処理される。) 笛吹川水系発電管理事務所における非常勤職員等の給与事務について確認を行ったところ、賞与の支給時において、本来行われるべき所得税の源泉徴収が行われていなかったことが発見された。

賞与に対する源泉徴収税額の算出方法は、以下のような計算が行われる。

賞与に対する源泉徴収(通常の場合)

(1) 前月の給与から社会保険料等を差し引きます。

(2) 上記(1)の金額と扶養親族等の数を「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に当てはめて税率(賞与の金額に乘すべき率)を求めます。

(3) (賞与から社会保険料等を差し引いた金額) × 上記(2)の税率
この金額が、賞与から源泉徴収する税額になります。

(国税庁ホームページより転載)

上記表中の方法(2)に求めた税率が0%で無い限りは、賞与の支給額の多寡に係わらず源泉徴収税額が発生することとなるが、笛吹川水系発電管理事務所では非常勤職員に対して支給した平成22年度上期賞与に対して源泉徴収を行っていないかった。年末調整において税額の清算が行われているため、結果として年税額に誤りは無かったが、所得税の源泉徴収及び納付は月々正確に行うべきである。

IV. 内部統制関係

(1) 普及啓発活動として行っている施設見学やイベントへの参加に当たっては、見学者や参加者に対してアンケート等を実施し、その結果を効果的にフィードバックすべきである。また、展示室の改善等も検討すべきである。(意見)

笛吹川水系発電管理事務所では、クリエーションエネルギーに係る普及啓発を目的として「袖ノ木発電所施設見学」の実施や、甲州市主催の「甲州市およっちよい祭り」への参加を行っているが、施設の見学者や祭りの参加者に対してアンケートやモニタリング等を実施していない。今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を活動の改善に活かしていくべきではないかと思料される。また、施設見学の展示室の改善等も検討していくべきである。

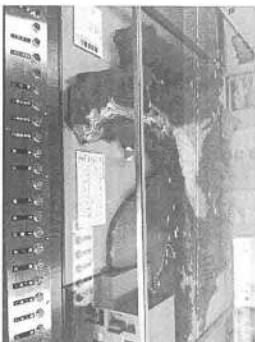
山梨県企業局笛吹川水系発電管理事務所では、クリエーションエネルギーに係る普及啓発を目的として「袖ノ木発電所施設見学」の実施や甲州市主催の「甲州市およっちよい祭り」への参加を行っている。袖ノ木発電所施設見学は1時間ほどで発電機室、水車室、屋外発電所、配電盤室、展示室を管理事務所の職員がガイドとして案内するコースとなっている。参加者も個人のみならず、企業や学校関係などの参加もあり、場合によっては1つの団体で60名以上になることもある。また、甲州市およっちよい祭りでは水力発電等の仕組み等を掲示したパネルの展示や発電実験模型の展示・体験などを通じて、クリエーションエネルギーの啓発を行っている。地方公営企業として、このような啓発活動を行うことの意義は十分に認められ、今後も継続していくことの重要性は高いと思われる。

当事務所では、イベント参加者及び施設見学者等に意見、要望等の聞き取り調査を実施し、次回のイベント及び施設見学等に活かしているとのことである。しかし、現在、施設の見学者や祭りの参加者に対してアンケートやモニタリング等は実施していない。今後も啓発活動を行っていくに当たってはアンケート等の実施を行い、その結果を集計し、問題点や改善点を協議した内容を文書として残り、今後の活動の改善に活かしていくべきではないかと考えられる。

また、施設見学のコースにも組み込まれている展示室であるが、現状その展示内容やその設備は長年に渡って更新されておらず、米倉山太陽光発電所のゆめソーラー館やまなしに比べ時代遅れである。展示室の整備に当たっては相当の資金投入が必要となるため、その方法には検討が必要であることはいまでも無いが、県のエコツアーリズムのパンフレットに見学場所として記載されていることから整備を進めることが必要である。そのため、少なくとも現状を是とせず、企業局全体の創意工夫により展示室の改善を行っていくべきであると思料される。



展示施設全景



展示物等

(2) 笛吹川水系発電管理事務所において、建物の鍵の適切な管理を行うべきである。
(意見)

職員全員が発電所建物の鍵が貸与されており、紛失するリスクが高い状況にある。建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考量した判断を行うことが望まれる。

笛吹川水系発電管理事務所では、発電所建屋に入ることができる鍵が職員全員に貸与されている。これは、職員全員が当番制で不測の事態に対応できるようにしていて、特定の職員が鍵の保管を行うとすると、鍵を持たない職員が当番になったときに、対応が後手に回る可能性があるためである。

建物の鍵を全員に貸与することは利便性の観点から合理性があると言えるが、発電所建物の鍵が職員の数だけあるということは、紛失するあるいは盗難に遭う可能性も大きくなり、防犯上のリスクが高くなる。

指紋認証システムや監視カメラなどのセキュリティ効果の高いシステムを導入することが可能であればよりよいが、そうしないまでも、建物等へのアクセス管理について、利便性と防犯上のリスクを比較考量した判断を行うことが望まれる。

2. 温泉事業

1. 契約関係

(1) 沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託の落札結果に不自然なところが見られる。(意見)

沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託契約の落札業者をみると、指名5社のうち4社が順次に落札している。予定価格を下回っているとはいえず、不自然さは否めない。指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましい。

石和温泉管理事務所での平成17年度より平成28年度における「沈砂槽・貯湯槽点検清掃委託」の落札状況は次のとおりである。

(単位：千円)

指名業者	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
A社	2,270	2,540	2,530	2,340
B社	2,232	落札	2,330	2,460
C社	2,290	—	2,310	—
D社	2,300	—	2,410	2,290
E社	2,250	—	2,480	—

(単位：千円)

指名業者	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A社	2,394	2,390	2,390
B社	2,280	落札	2,280
C社	2,451	—	2,278
D社	2,371	—	2,270
E社	2,300	—	2,310

予定価格は、毎年度、県の基準価額等をもとに積算されている。また、この委託契約の落札状況は、平成17年度は、1回目及び2回目の入札でも予定価格を超過したため、そのうち最低価格であったB社との直接協議のうえ契約しているが、その後、平成18年度以降は1回目の入札で契約に至っている。本件に関して監査の対象とした平成17年度以降は上記のとおりA社を除く4社が順次落札している状況にある。なお、監査期間より外れているが、平成24年度の落札業者はE社である。

上記は高額な落札率ではないものと考えられるが、1社を除く4社が順次に落札していることへの不自然さは否めない。このような状況を考慮すると、入札の透明性の確保を阻害する指名業者による意図的な行為と判断される恐れがある。したがって、指名業者の差替、若しくは拡大を図ることが望ましいと思料される。

(2) 笛吹市への給湯に当たり基本料のみの徴収を行っている足湯施設があるが、条例通りに超過料金も徴収すべきである。また、減免を行うのならは規定等を整備すべきである。(指箇所事項)

温泉事業では主として旧石和町内において温泉の給湯事業を行っている。管理事務所の存する笛吹市においても足湯施設3カ所に対して給湯を行っており、給湯使用料を徴収している。このうち石和温泉駅前及び小林公園内の足湯施設については条例どおりの使用料を徴収しているが、管理事務所隣接する施設(石和温泉足湯広場)については基本料のみの徴収であり、超過料金(5年間で推計587万円)の減免を行っている。条例に従った使用料を徴収すべきである。尚、あえて減免が必要と認められるのならは規定等を設けて明確化すべきである。

企業局温泉事業は旧石和町において温泉の給湯事業を行っており、次の通り温泉給湯使用料等(維持料、使用料、手数料)を徴収している。

山梨県管石和温泉給湯使用料等徴収条例

第2条 (維持料)

給湯を受ける者(以下「受給者」という。)は、給湯の決定の日から10日以内に、次の各号の区分により維持料を納付しなければならない。ただし、給湯を受ける権利を譲り受けた者については、この限りでない。

- 一 普通給湯の場合 別表第一に定める額
- 二 短期給湯の場合 別表第一に定める額に40分の1を乗じて得た額
- 2 既に徴収した維持料は、還付しない。ただし、公営企業管理者がやむを得ないと認められた場合は、この限りではない。

第3条 (使用料)

受給者は、別表第二に定める使用料を納付しなければならない。

第4条 (手数料)

受給者は、別表第三に定める区分により、手数料を納付しなければならない。

別表第一 (第2条関係) 維持料

口数	金額
1口	472,000円
2口	756,000円
2口以上1口増すごとに	283,000円

備考 1口とは、毎分20リットルの給湯能力を有する給湯施設の1単位をいう。

別表第二(第3条関係) 使用料

区 分	金 額
月の給湯量が、70 立方メートルに口数を乗じて得た量までの分	10,195 円に口数を乗じて得た額
月の給湯量が、70 立方メートルに口数を乗じて得た量を超え、770 立方メートルに口数を乗じて得た量までの分	1 立方メートルにつき 148 円
月の給湯量が、770 立方メートルに口数を乗じて得た量を超える分	1 立方メートルにつき 163 円

別表第三(第4条関係) 手数料
一省略一

笛吹市が運営している足湯施設のうち、石和温泉駅前、小林公園及び石和温泉足湯広場における内容は次の通りである。

区 分	分湯栓番号	口数	氏名
石和温泉駅前	西-6	1口	笛吹市長
小林公園	西-16	1口	笛吹市長
石和温泉足湯広場	東-1	1口	笛吹市長

また、検針台帳によると石和温泉駅前、小林公園及び石和温泉足湯広場における使用料等は次の通りである。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	8,323 m ³	8,698 m ³	8,747 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	1,107,484 円	1,164,319 円	1,161,661 円
合計	1,229,824 円	1,286,659 円	1,284,001 円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
使用料	5,307 m ³	5,097 m ³	5,190 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	661,116 円	630,036 円	643,800 円
合計	783,456 円	752,376 円	766,140 円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
石和温泉足湯広場	0 m ³	0 m ³	0 m ³
使用料	0 m ³	0 m ³	0 m ³
基本料	122,340 円	122,340 円	122,340 円
超過料金	0 円	0 円	0 円
合計	122,340 円	122,340 円	122,340 円

石和温泉足湯広場における平成24年度の検針台帳では、使用料等を次の通り記載している。尚、本月指針及び前月指針は差引計算の結果で使用量が70となるように集算の数字を記載している。(単：m³、料金：円)

月日	本月指針	前月指針	使用量	超過量	基本料金	超過料金	合計
4	910	840	70	0	10,195	0	10,195
5	980	910	70	0	10,195	0	10,195
6	1050	980	70	0	10,195	0	10,195
7	1120	1050	70	0	10,195	0	10,195
8	1190	1120	70	0	10,195	0	10,195

平成23年3月から検針しているため、実際の検針台帳は次の通りとなる。

月日	本月指針	前月指針	使用量	超過量	基本料金	超過料金	合計
3	792	0	792	722	10,195	107,186	117,381
4	1679	792	887	817	10,195	122,671	132,866
5	2397	1679	718	648	10,195	95,904	106,099
6	3026	2397	627	557	10,195	82,436	92,631
7	3679	3026	653	583	10,195	86,284	96,479
8	4349	3679	670	600	10,195	88,800	98,995
3月～8月(6ヶ月)の平均					10,195	97,214	107,409

上記の通り給湯使用量の把握が行われている平成24年3月～8月の6ヶ月間の平均超過料金は月額97,214円であり、石和温泉足湯広場の給湯契約は平成19年3月22日に締結されていることから、平成19年度から平成23年度までの5年間の徴収可能金額は97,214円/月×12ヶ月×5年間=5,874,840円と推計される。

当該足湯施設は当初温泉観光振興の意味合いから、石和温泉管理事務所が行っていた施設を引き継ぐ形で笛吹市が運営し、このため、共同事業として基本料を笛吹市が負担し、超過料金は企業局が負担するとの協議が行われていたようである。しかし、条例にはこのような取り扱いは規定がなく、また減免規定等もないことから、当該足湯施設について基本料のみではなく超過料金についても使用料を徴収すべきである。また、現在の取り扱いや減免を行うのなら規定等で明確にした上で行うべきである。

(3) 分湯栓点検清掃委託の点検による判定の平準化を図るべきである。また、異常箇所に対する対応記録等を保存する必要がある。(意見)

分湯栓点検清掃委託において、下記の問題点が見受けられる。
 ①分湯栓点検の結果報告によると、委託業者により異常箇所の指摘にバラつきが見られる。異常箇所の判定は業者の主観に依存しているためであり、仕様書の明確化や点検マニュアルを設けるなど、検査判定の平準化を図るべきである。
 ②異常箇所の報告を受けた後に管理事務所側で現地確認を行っているが、その後の処理の経過報告書等が作成されていない。対応状況の記録を保存することが必要である。

石和温泉管理事務所は、毎年度「分湯栓点検清掃委託」を発注している。その委託契約は、平成19年度より平成23年度の5年間をみると、各々異なる業者が落札している。業者は、分湯栓の清掃とともに点検を行っている。仕様書によると、点検とは「損傷、変形、腐食、異臭その他の有無を調査・記録し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことを行う」とある。なお、点検は年4回(平成23年度は3回に減少)あり、委託業者は、点検した度に300余の分湯栓の異常の有無を一覧とした報告書を提出している。

①業者からの点検報告書によると、異常を確認する内容は「バルブ」「ストレーナー」「継手」「ボックス」の4項目となっている。平成22年度の委託業者は、4回目の点検を異常箇所はゼロと報告している。しかし、平成23年度の委託業者は、1回目の点検にて50箇所を異常と指摘している。備考欄には「バルブ漏湯」「ストレーナーなし」「継手腐食」「ボックス破壊」とあるが、業者により指摘のバラつきが見られる。このことは、異常箇所の判定が業者の主観によるところが大きいことが要因と懸念される。

年度ごとに委託業者が変わり、別の視点で分湯栓のチェックが行われることは利点と考えるが、結果として報告書の信頼性に疑義が生じるようならば不適当である。仕様書の明確化及び点検マニュアルを設けるなど、検査時の判定の平準化を図るべきである。
 ②石和温泉管理事務所は、前述の点検結果を受けて現物を調べ、腐食の程度を確認している。そこで、腐食が進行しているため部品の交換が必要になる等、問題のあるところは、契約者本人に電話等口頭で連絡し改善を促している。しかし、これらに関する書面が残されていないため、担当者以外はその経緯が不明確となる。今後、時の経過とともに、契約が相続人等に引き継がれていくこともあるため、分湯栓の検査履歴は重視されることが判断される。そのため、分湯栓ごとの対応状況の記録を保存することが必要である。

(4) 温泉事業会計における温泉使用料の未収入金の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

温泉使用料の未収入金について、発生日の古い債権が12,211千円滞留している。適切な管理がされていないため、このうち消滅時効の対象となっている債権が10,482千円ある。債権の消滅時効の中断を行うため、契約相手先に一部支払をさせることや債権の存在確認等の手続を行う必要がある。

平成23年度末現在、温泉事業における温泉使用料金の未収入金は15,945千円であり、滞納額は12,211千円、消滅時効対象額は10,482千円である。また、滞納者及び滞納状況は以下のとおりとなっている。

契約者	契約年月	滞納総額	特記事項
A	平成7年9月	941,811円	給湯停止年月 平成11年2月 契約解除年月 平成14年6月 本人の居所つかぬ。
B	平成2年3月	744,235円	給湯停止年月 平成19年2月 平成18年3月から未納が始まる。 今後契約解除の方向。
C	昭和60年9月	7,552,355円	給湯停止年月 今後契約解除の方向。 (一本目) 平成20年1月 (二本目) 平成20年7月 契約解除年月 平成22年6月 不動産競売に至っているが、破産手続まではいっていない。
D	平成2年12月	652,480円	今後契約解除の方向。
E	昭和63年9月	417,995円	平成24年8月破産手続開始
F	平成12年7月	112,116円	契約解除年月 平成21年3月 平成21年2月に営業を停止し、破産手続準備中。
G	昭和56年8月	540,335円	平成14年頃から未納が始まり、遅れながらも納入してきたが、平成19年11月から滞納累積。今後契約解除の方向。

温泉使用料の未収入金については、督促状の発送、電話及び訪問による督促、納付通知書の再発送を行ってきているものの、平成21年から平成23年においては、支払いの

督促状の発送は行われていない。また、延滞金の徴収も行われていない。租税債権等の公法上の債権とは異なり、私法上の債権であるが故に、今まで公法上の債権と同様の不能欠損処理や時効中断手続を実施したことがなく、公営住宅債権といった他の私法上の滞留債権とともに対応策を検討する方針のもと、現在まで様子見状態でできてしまっている。

しかし、回収の見込みが著しく低い債権をそのままの状態にしておくことは、財務の健全性からみて好ましいものではない。今後は各未収入金の回収可能性を精査し、回収可能性のある債権については、一部でも支払をさせたり、滞留債権の存在確認手続を行う等、すみやかに時効停止手続を行う必要がある。また、回収不能とされる債権は償却の手続を行うべきである。

尚、未収入金債権の消滅時効成立の期間について、県法制担当の見解等を参考にしているようであるが、今後明確な期間をさらに検討すべきである。

(5) 温泉事業会計において、規定に従った契約解除が行われていない。また、条例に従った延滞金の徴収を行うべきである。(指摘事項)

現状では使用料の徴収に関して、規定に従った契約解除が行われていない、規定に基づかない契約解除を行うのならば、契約解除時期について明確にルール化を行う必要がある。また、延滞債権については、条例に従った延滞金を徴収すべきである。

温泉事業会計において、契約解除時期について山梨県営石和温泉給湯規程（以下給湯規程という。）第10条第四号で次のとおり規定されている。

山梨県営石和温泉給湯規程

第10条（契約の解除）
 管理者は、受給者に対して、受給者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

四 第9条第一号に規定する給湯の停止を受けた場合において、その停止期間が三月以上にわたるも、なお、使用料を完納しないとき。

現実には当該規定に基づき一律に契約解除が行われているわけではなく、滞納者に対する契約解除日がまちまちとなっているが、本来は、当該規定に従った契約解除を行うべきである。しかし、石和温泉には温泉旅館等が多数存在し、実際の運用に当たっては当該規定に基づかない特別な配慮を行う必要がある場合も思料されることから、当該規定に基づかない契約解除を行うのならば、そのタイミングについて、明確なルール化を行う必要がある。

また、使用料等の延滞債権に対しては、次のとおり給湯規程に基づき、条例に従った延滞金を請求する必要があるが、現在までのところ延滞金の請求は行われていない。使用料等を期日通りに納付している使用者との公平性の観点からも、当該規定に従った延滞金の徴収を行うべきである。

山梨県営石和温泉給湯規程

第26条（収入に関する延滞金）
 山梨県営石和温泉給湯使用料等徴収条例による使用料、手数料及びその他の収入金の延滞金については、山梨県分担金その他歳入金の延滞金徴収条例の例により徴収するものとする。

さらに、温泉事業会計において、当該延滞金の未収入金計上は行われていないが、期末において延滞金の額を算出することは可能であることから、未収入金に係る延滞金について、その額を把握すべきである。

II. 固定資産・棚卸資産関係

(1) 固定資産を売却した場合には、廃棄処分に至るまでの決裁内容を書面に残す必要がある。(指摘事項)

固定資産の除却は、山梨県企業局財務規程第79条に規定された不用品の処分にもとづき処理される。固定資産の用途の廃止、売却の検討、廃棄処分手続等除却に至るまでの一連の手続きにあたって、所定の決裁を受けることが必要である。しかし、同条に規定された振替伝票の発行手続を除き、これらの決裁が書面に残されていない。これらの各段階において決裁を受けた内容を書面に残す必要がある。

石和温泉管理事務所の固定資産台帳によると、平成22年度中に下記の資産を売却処理している。

(単位：円)

資産名	取得年月日	耐用年数	除却処理日	帳簿原価	帳簿価額
最上倉庫	S42.9.1	17年	H23.3.31	200,000	10,000
製図機械等	S62.6.17	5年	H23.3.31	100,000	5,000
温水用基準カー	S63.8.15	5年	H23.3.31	240,000	12,000
温水用基準カー	S63.8.15	5年	H23.3.31	250,000	12,500
温水用基準カー	S63.8.15	5年	H23.3.31	230,000	11,500
転倒ます型隔測自己雨量計	H3.6.10	5年	H23.3.31	200,000	10,000
カーテンレール	H5.2.1	15年	H23.3.31	30,814	30,814

これらの固定資産は、所長の決裁のうち、振替伝票を年度末に一括して発行することにより固定資産システムからの除却処理を行っている。しかし、石和温泉管理事務所では、当該振替伝票の発行の手続を除き、固定資産を廃棄処分するまでの状況を示す書面を作成していなかった。
山梨県企業局固定資産事務規程第4条には、固定資産の用途廃止について下記の通り規定されている。

山梨県企業局固定資産事務規程

(用途廃止)

第4条 局長及び所長は、その所属に属する固定資産の用途を廃止する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、所要の決裁を受けなければならない。

- 1 用途廃止の事由
- 2 所在地
- 3 種別明細
- 4 用途廃止後の措置その他参考となる事項

このように、固定資産の用途を廃止する場合は、使用が不可能となった状況を書面にしたうえで、その都度、決裁を伺うことが示されている。また、その結果、不用品となった物品の処分について、山梨県企業局財務規程に下記の通り所定の手続きが規定されている。

山梨県企業局財務規程

(処分の手続)

第99条 固定資産の処分の手続は、第79条の規定の例により行なうものとする。

(不用品の処分)

第79条 所属長は、企業局出納員又は物品取扱員が管理する物品のうち、不用品があるときは、管理者の決裁を受けて、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は、売却に要する費用に達しないもの、その他売却することが不適当と認められるものについては、廃棄処分の手続きをとらなければならない。

2 前項の規定により不用品を廃棄したときは、所属長は、ただちに振替伝票を発行しなければならない。

上記のとおり、固定資産台帳の落帳処理に至るまでに、用途の廃止、売却の検討、廃棄処分の業者の選定など各段階において伺い、承認等を受けることとなると考えられる。実際は、所内において、これらの手続きを経ていると思料されるが、状況を示す書面は作成されていない。また、「不用品を廃棄したときは・・・ただちに振替伝票を発行しなければならない」と規定されているので、現状のように年度末での振替伝票の一括発行は適正ではなく、その都度、発行すべきである。固定資産の除却は、上記のとおり、用途の廃止から不用品の処分に至るまで一連の手続きに従い、各段階において決裁された内容を書面として残す必要がある。

(2) 温泉事業会計において重油が貯蔵品に計上されていない。(指摘事項)

重油約 10kℓ (約 1 百万円) を保管しているものの、たな卸資産 (貯蔵品) として計上していない。

石和温泉管理事務所において、重油約 10kℓ を危険物取扱法に基づき厳重に保管しているものの、購入時は消耗の頻度が高かったとの理由によりたな卸資産 (貯蔵品) として計上していない。すぐに使用するか否かに保らず、現実に保管している貯蔵品類については、たな卸資産として計上する必要がある。尚、石和温泉管理事務所の実査時には、重油タンク (容量 25 kℓ) 内に約 13 kℓ、1.3 百万円 (100 円/ℓ) 相当の重油が保管されていた。

(3) 金庫内に備外となっている印紙及び切手が存在した。(指摘事項)

温泉管理事務所の金庫内の実査を行ったところ、受払簿に記載のない切手と印紙が発見された。切手等は容易に換価可能な現金同等物であり、今後は金庫内についても定期的に点検を行い、より一層の厳格な管理を行っていくべきである。

石和温泉管理事務所の金庫内の実査を行った。日常的に使用している切手の枚数と郵便切手類受払簿の枚数については差異がないことが確認されたが、金庫内より受払簿に記載のない 62 円切手 1 枚及び 200 円印紙 1 枚が発見された。当該切手等は相当程度の年数が経過しているものと推察され、担当者もその切手等の購入時期については不明であるとのことではあった。しかし、切手及び印紙は容易に換価可能な現金同等物であり、今後は金庫内についても定期的に点検を行い、より一層の厳格な管理を行っていくべきである。

(4) 温泉事業会計の事務所建替設計委託費用を建物本体率に含めて会計処理すべきである。(指摘事項)

温泉事業会計において、1つの資産として会計処理すべき設計費用と建物本体の工事費用が、別々に資産登録されている。また、前者の耐用年数が一致していない。

石和温泉管理事務所の建替工事に関連する固定資産は、固定資産台帳において以下のとおり記録されている。

資産番号	資産名	勘定科目	帳簿原価	耐用年数
4-08-0001	事務所建替設計委託	建物	3,250,000 円	41 年
4-08-0002	車庫移設工事	建物	266,000 円	34 年
4-08-0003	管理事務所本体	建物	35,737,900 円	39 年
4-08-0004	建物ガス設備	建物	68,950 円	15 年
4-08-0005	建物給湯設備	建物	916,050 円	15 年
4-08-0006	建物給水設備	建物	945,600 円	15 年
4-08-0007	建物排水通気設備	建物	2,176,850 円	15 年
4-08-0008	建物換気設備	建物	2,895,000 円	15 年

建替工事の設計委託費は、建物を取得するために付随して発生した費用であり、固定資産 (建物) の取得価額に含めて会計処理することが一般的である。しかしながら、その場合、設計費用と建物本体の工事費用とを 1つの資産として会計処理する必要がある。平成 22 年度現在の会計処理は、設計費用だけで固定資産登録 (資産番号 4-08-0001) されているため、修正が必要である。

また、設計費用と建物本体の工事費用は 1つの資産として会計処理する必要があるため、当然耐用年数も 1つとなる。しかしながら、設計費用の耐用年数は 41 年であり、工事費用本体 (資産番号 4-08-0003) の耐用年数は 39 年とされている。過年度のことであり、耐用年数の選択過程は不明とのことであるが、少なくともどちらか一方は誤った耐用年数が選択されていることになる。

会計処理の修正を行うことが望まれるとともに、今後、同様の誤りが生じないように留意することが必要である。